

令和4年(2022年)10月26日

保育利用（2号・3号認定）の保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症における保育施設利用者の登園基準の変更等について

1 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準の見直しについて（11月1日適用）

従来（今年7月28日時点）お示ししていた園児にお休みいただく基準について、オミクロン株の特性や社会経済活動の維持といった国の方針等を踏まえ、以下のとおりいたします。下表に該当する期間は、保育施設をお休みいただくようお願いいたします（利用者負担額（保育料）の日割り返還対象となります。）。

園への連絡事由	お休みいただく期間
①登園している <u>お子様が感染した</u>	保健所による療養期間の間（注1）
②登園している <u>お子様が「濃厚接触者」となった</u>	外出自粛（待機）期間（注2）の間

（注1） 陽性者の療養期間については、保健所の指示に従ってください。

（注2） 外出自粛期間は、原則陽性者との最終接触日を0日目として5日目までですが、陽性者が同居家族で濃厚接触者となった場合には、保健所の指示に従ってください。

（参考：保健所 HP <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html>）

また、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能です。

乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、お子様自身が濃厚接触者の場合には、5日間は待機となります（厚生労働省通知より）。

【変更点】

「登園しているお子様に症状があり、PCR 検査等を受け検査結果が確認されるまでの間休む場合」については、登園基準（利用者負担（保育料）の日割り返還対象）からは除くこととした。

※ **この場合、「発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良」には該当することから、引き続き、保育所等の利用はできません。**

※ 従来の基準（登園しているお子様に症状があり、PCR 検査等を受け検査結果が確認されるまでの間休む場合）により保育施設を休んでいる園児については、10月31日までは保育料の日割り返還対象となります。11月1日以降は、従来の基準に該当している場合でも保育料の日割り返還対象とはなりませんのでご注意ください。

2 お子様の体調管理等について

上記1にかかわらず、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできませんのでよろしくお願ひします。

なお、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではない旨、従前より国から示されておりますのでお知らせいたします。

3 園への連絡について

各施設では、保護者様からの情報をもとに、陽性者の発生等を把握するため、登園しているお子様が感染、又は「濃厚接触者」となった場合、必ず園に御連絡ください。また、その際には園からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

【変更点】

「登園しているお子様がPCR検査等を受けることになった場合」については、登園基準（利用者負担（保育料）の日割り返還対象）の見直しに伴い削除することとした。

※ その他、PCR検査を受ける場合の連絡要否等については、園の方針にあわせたご対応をお願いいたします。

4 園で感染者が発生した場合（変更なし）

施設職員の多くが新型コロナウイルス感染症の陽性者となった、または、同居家族等の濃厚接触者になり職員体制が整わない場合には、止むを得ず休園する場合があります。（特定のクラスのみ休園する場合や開園時間を短縮する場合があります。）

この休園対応は、札幌市と園で協議した結果に基づき、札幌市から要請するものとなりますので、あらかじめ御理解いただくとともに、休園する際の早めのお迎え等について御協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、休園する場合には、園から直接お知らせいたします。

【担当】

子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話：011（211）2986

※ 利用者負担額（保育料）の日割り返還については、
保育推進課保育料係（電話：011（211）2987）へお願いします。